



**今から準備！税の申告
農業所得の収支内訳書と
生命保険料控除**

農務市民税課市民税担当
☎72・3111(代)☎72・8340

市県民税・所得税の申告期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです。例年、相談会場は大変混雑します。事前の準備で申告をスムーズに済ませましょう。

**農業所得
収支内訳書の作成**

今のうちから申告に向けて準備を始めましょう

準備①【記録】収入・必要経費

収支内訳書作成の流れ



(注1) 申告の際、領収書の提出は不要です。なお、5年間は保管が必要です。
(注2) 収支内訳書は必ず「提出用」を申告書に添付してください。

等の書類の保存・記録
準備②【計算】収入・必要経費等の年間金額を計算
準備③【まとめ】計算した金額を、収支内訳書へ転記し、農業所得額を算出
【申告】税務署か市申告会場で申告

※農業所得の他に所得がある場合は、収入が分かる書類(源泉徴収票など)や所得控除に関する書類も申告時に持参してください。

農業収支計算ソフトの活用を

市ホームページに申告用「農業収支計算ソフト」を掲載しています。入手して、収入や経費などを入力すると収支内訳書を作成することが出来ます。また、減価償却

費の計算も簡単にできます。パソコンを利用しない場合は、各支所地域課窓口へ備え付けの月ごとの収支をまとめるための簡易表をご利用ください。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が変更

本年1月から、記帳・帳簿等保存制度が変更され、事業所得(農業・営業等)、不動産所得または山林所得を有するすべての白色申告をする皆さんが対象となります。記帳内容や保存期間などをよく確認してください。

※所得税の申告が必要ない人も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

●記帳内容 売上などの収入金額、

●帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの	保存期間
収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
・業務に関して作成または受領した請求書、領収書などの書類 ・決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年

仕入れや経費の金額等を帳簿に記載します。記帳にあたっては、一つひとつの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても良いことになっています。
●帳簿等の保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

生命保険料控除の算出方法

生命保険料控除は、新契約(平成24年1月1日以降に契約したもの)と旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)では取り扱いが異なります。(表1)

また、新契約の「介護医療保険料控除」は、市の介護医療保険料控除とは、介護医療保険料とは異なります。介護医療保険料は生命保険料控除に、介護保険料は社

会保険料控除に算入します。

旧契約と新契約の両方に加入している場合、控除額の計算方法が3種類あります。

●それぞれの契約で計算した合計で最高4万円

●新契約のみを計算して最高4万円

●旧契約のみを計算して最高5万円
いずれか有利な方法で計算して

ください。

介護医療保険料の控除を受ける人は、生命保険料控除との合計額が12万円を超える場合がありますが、控除を受けられる金額は最高12万円です。また、市県民税の控除額は、最高7万円です。有利な計算方法を選択して計算してください。

なお、控除額の計算は表2・表3のとおりです。

(表1) 生命保険料控除における所得税の所得控除限度額

※カッコ内は市県民税の所得控除限度額

●新制度契約(平成24年1月1日以降)

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族	4万円(2万8,000円)
介護医療保険料控除	介護医療	4万円(2万8,000円)
個人年金保険料控除	老後	4万円(2万8,000円)
合計控除限度額		12万円(7万円)

※市県民税の合計控除額は最高7万円です。

●旧制度契約(平成23年12月31日まで)

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族 介護医療	5万円(3万5,000円)
個人年金保険料控除	老後	5万円(3万5,000円)
合計控除限度額		10万円(7万円)

(表2) 新制度での所得控除の計算式(平成24年1月1日以後の保険契約に適用)

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額	1万2,000円以下	支払保険料の全額
2万1円~4万円	支払保険料×1/2 + 1万円	1万2,001円~3万2,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円
4万1円~8万円	支払保険料×1/4 + 2万円	3万2,001円~5万6,000円	支払保険料×1/4 + 1万4,000円
8万1円以上	一律4万円	5万6,001円以上	一律2万8,000円

(表3) 旧制度での所得控除の計算式(平成23年12月31日までの保険契約に適用)

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2万5,000円以下	支払保険料の全額	1万5,000円以下	支払保険料の全額
2万5,001円~5万円	支払保険料×1/2 + 1万2,500円	1万5,001円~4万円	支払保険料×1/2 + 7,500円
5万1円~10万円	支払保険料×1/4 + 2万5,000円	4万1円~7万円	支払保険料×1/4 + 1万7,500円
10万1円以上	一律5万円	7万1円以上	一律3万5,000円

申告期間前の相談会を開催

●相談会開催日程

会場	期間
三郷支所 3階講堂	2月2日(月)~6日(金)、9日(月)、10日(火)
明科公民館2階 会議室	2月2日(月)~6日(金)
堀金支所 別館大会議室	2月9日(月)~13日(金)

※土・日・祝日は相談会を行いません。

申告期間前の相談会を開催します。いずれの会場へお出掛けいただいても構いません。(受付時間は午前8時30分~11時、午後1時~4時)

なお、営業、農業、不動産などの所得がある人は、収支内訳書が必要です。自分で作成した収支内訳書をもとに、申告相談会でご相談ください。混雑が予想されますので、必ず事前に作成し、ご持参ください。申告相談会の詳細は「広報あづみの」1月号に掲載します。